

令和8（2026）年度実施

川崎市立学校教員採用候補者選考試験 受 験 案 内

受付期間 令和8（2026）年3月27日（金）～ 5月7日（木）
（電子申請のみ）

第1次試験 試験日 令和8（2026）年7月5日（日）
（9ページ参照） 試験会場 川崎会場・愛知会場・兵庫会場・宮城会場
（愛知会場・兵庫会場・宮城会場は、一部の試験のみ実施）

第1次試験合格発表 令和8（2026）年7月23日（木）

第2次試験 実技試験 令和8（2026）年8月4日（火）（一部の教科のみ実施）
（12ページ参照） 面接試験 8月6日（木）～ 8月21日（金）のうち1日

第2次試験合格発表 令和8（2026）年9月17日（木）

この選考試験は、令和9（2027）年度又は令和10（2028）年度に川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員及び育児休業代替任期付教員として採用する候補者を決定するために実施するものです。

（神奈川県、横浜市及び相模原市の採用試験とは異なります。）

川崎市教育委員会

1 募集対象・募集人員等

(1) 令和9（2027）年度採用予定者

校種等	募集人員・教科		備考
小学校	200名程度		原則として小学校に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。
中学校・高等学校 ※高等学校（情報、工業、商業）を除く	180名程度	国語 20名程度 社会 10～15名 数学 25名程度 理科 25名程度 音楽 5～10名 美術 5～10名 保健体育 20～25名 技術 5～10名 家庭 10名程度 英語 40～45名	原則として中学校に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。 社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語の合格者は、小学校に配置され専科指導を担当する場合があります。 合格者のうち、特別支援学校教諭免許状を有する者は、特別支援学校に配置される場合があります。 高等学校の教諭は、「中学校・高等学校」として含めて募集します。（ただし、「情報」「工業」「商業」は「高等学校（情報）」「高等学校（工業）」「高等学校（商業）」で募集します。）
高等学校 （情報）	若干名		特別選考1、2、5、7の区分のみ実施します。
高等学校 （工業）	若干名	工業（電気）	
高等学校 （商業）	若干名		
特別支援学校	20～25名		原則として特別支援学校に配置されます。小学校又は中学校に配置され特別支援学級等を担当する場合があります。 ※
養護教諭	10名程度		小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の配置となります。
栄養教諭	5～10名		小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の配置となります。

※ 特別支援学校に配置された場合、原則として2校目の異動で小学校又は中学校に配置され、特別支援学級等を担当した後、3校目の異動で特別支援学校に配置されます。

(2) 令和10（2028）年度採用予定者【大学3年次在籍者推薦でのみ募集】

校種等	募集人員	備考
小学校	50名程度	原則として小学校に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。
中学校・高等学校 (社会、保健体育、英語を除く)	15名程度	原則として中学校に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。また、合格者のうち、特別支援学校教諭免許状を有する者は、特別支援学校に配置される場合があります。また、数学、理科、音楽、美術、家庭の合格者は、小学校に配置され専科指導を担当する場合があります。 高等学校の教諭は、「中学校・高等学校」として含めて募集します。
中学校・高等学校 (英語)	15名程度	原則として中学校に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。また、合格者のうち、特別支援学校教諭免許状を有する者は、特別支援学校に配置される場合があります。また、小学校に配置され専科指導を担当する場合があります。 高等学校の教諭は、「中学校・高等学校」として含めて募集します。

*令和10（2028）年度採用予定者についての選考は大学推薦でのみ実施し、詳細はこの案内とは別に定めます。

(3) 併願について

次の校種等との併願ができます。受験申込時に併願の有無を選択してください。

併願する場合でも、選考方法は「校種等・教科（第一希望）」及び選考区分に応じた試験内容となります。

なお、併願の有無は、選考試験の可否には影響しません。

ア 他校種・教科との併願

以下の「校種・教科（第一希望）」で申し込む方は、「併願校種・教科」を第二希望として併願できます。併願校種・教科（第二希望）の受験資格を満たしている必要があります。

受験した校種・教科（第一希望）において、第2次試験の合格に至らなかった場合、併願校種・教科（第二希望）の必要数に応じて成績上位者を最終合格者として候補者名簿に登載し、原則として令和9（2027）年4月1日に採用します。

校種・教科（第一希望）	併願校種・教科（第二希望）
中学校・高等学校（全教科）	特別支援学校
中学校・高等学校（数学） 中学校・高等学校（理科）	中学校・高等学校（技術）

イ 育児休業代替任期付教員（任期3年間）選考との併願

全ての校種等・教科において、育児休業代替任期付教員選考を併せて実施します（大学3年次在籍者推薦の受験者を除く）。

育児休業代替任期付教員選考単独の申込や、第一希望で申し込んだ校種等・教科以外の申込はできません。また、「ア 他校種・教科との併願」と育児休業代替任期付教員選考の両方を併願した場合は、「ア 他校種・教科との併願」としての採用が優先されます。

受験した校種等・教科（第一希望）において、第2次試験の合格に至らなかった場合、育児休業代替任期付教員選考との併願者を対象に成績上位者を「令和9（2027）年度川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者名簿」に登載し、原則として令和9（2027）年4月1日に採用します。

育児休業代替任期付教員についての詳細は19ページを御覧ください。

2 受験資格

次の（1）から（4）までの条件をすべて満たす人が、受験できます。

（1）昭和40年4月2日以降に生まれた人

（大学3年次在籍者推薦は、昭和41年4月2日以降に生まれた人）

（2）校種等・教科ごとに次の免許状を有する人又は令和9（2027）年3月31日までに取得見込の人

（大学3年次在籍者推薦は、受験する校種・教科の教諭普通免許状を有する人又は令和10（2028）年3月31日までに取得見込の人）

校種等・教科	免許状
小学校	小学校教諭普通免許状
中学校・高等学校 <small>（高等学校の教諭は「中学校・高等学校」として含めて募集します。ただし、「情報」「工業」「商業」については「高等学校（情報）」「高等学校（工業）」「高等学校（商業）」で募集します。）</small>	【中学校希望者】 受験する教科の中学校教諭普通免許状 【高等学校希望者】 受験する教科の中学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状 （社会の受験者の中で高等学校を希望する場合は「地理歴史」及び「公民」の両方の高等学校教諭普通免許状が必要です。） ※ 高等学校教諭普通免許状だけでは受験できません。 （1（3）アの併願希望者） 上記の免許状に加え、併願を希望する校種等・教科の欄に記載された免許状
高等学校（情報）	受験する教科の高等学校教諭普通免許状
高等学校（工業）	受験する教科の高等学校教諭普通免許状
高等学校（商業）	受験する教科の高等学校教諭普通免許状
特別支援学校	次の①、②の免許状の両方 ①特別支援学校教諭普通免許状（視覚障害者教育領域のみの免許状を除く）又は聾学校若しくは養護学校教諭普通免許状 ②小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状
養護教諭	養護教諭普通免許状
栄養教諭	栄養教諭普通免許状

(3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条による欠格事項に該当しない人

※ 第2次試験の合格者で、本市での採用を希望した者を対象に欠格事由照会を実施し、受験資格を確認します。その結果、受験資格がないことが判明した場合は、合格は無効となります。

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でない人

※ 第2次試験の合格者で、本市での採用を希望した者を対象に事実確認を実施し、受験資格を確認します。その結果、受験資格がないことが判明した場合は、合格は無効となります。

3 選考区分

(1) 一般選考

2の受験資格を満たす人を対象とします。

(2) 特別選考

2の受験資格と特別選考ごとに定める以下の条件の両方を満たす人を対象とします。

選考区分	対象者（条件）	選考区分別必要書類
<p>特別選考 1 【正規教員経験者特別選考】</p>	<p>国公立学校又は私立学校において正規教員として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、通算1年以上勤務した経験（休職・育児休業等の期間を除く）を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人</p> <p>※ 必要な勤務経験</p> <p>【小学校の受験者】 ⇒ 「小学校」、「特別支援学校小学部」、「義務教育学校前期課程」における勤務経験（養護教諭及び栄養教諭を除く）</p> <p>【中学校・高等学校、高等学校（情報）、高等学校（工業）、高等学校（商業）の受験者】 ⇒ 「中学校」、「義務教育学校後期課程」、「高等学校」、「中等教育学校」、「高等専門学校」、「特別支援学校中学部又は高等部」における勤務経験（養護教諭及び栄養教諭を除く）</p> <p>【特別支援学校の受験者】 ⇒ 「小学校」、「中学校」、「義務教育学校前期又は後期課程」、「高等学校」、「中等教育学校」、「高等専門学校」、「特別支援学校」における勤務経験（養護教諭及び栄養教諭を除く）</p> <p>【養護教諭の受験者】 ⇒ 校種にかかわらず、養護教諭としての勤務経験</p> <p>【栄養教諭の受験者】 ⇒ 校種にかかわらず、栄養教諭としての勤務経験</p>	<p>任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出</p>
<p>特別選考 2 【臨時的任用職員・非常勤講師・一般任期付教員等経験者特別選考】</p>	<p>ア 臨時的任用職員・非常勤講師 川崎市立学校において休業代替任期付職員、臨時的任用職員又は非常勤講師（週20時間以上）として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験を有する人</p> <p>※ 必要な勤務経験</p> <p>【小学校、中学校・高等学校、高等学校（情報）、高等学校（工業）、高等学校（商業）、特別支援学校の受験者】 ⇒ 「小学校」「中学校」「高等学校」「特別支援学校」における勤務経験</p> <p>【養護教諭の受験者】 ⇒ 校種にかかわらず、養護教諭としての勤務経験</p> <p>イ 一般任期付教員 川崎市立学校において一般任期付教員として、令和8年5月7日（申込締め切り時）現在勤務している人、又は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験を有する人</p>	

	<p>ウ 期限付教員 令和4年12月、令和7年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考、又は令和5年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考に期限付教員として合格し、令和8年5月7日（申込締め切り時）現在、川崎市立学校において休業代替任期付職員又は臨時的任用職員として勤務している人、又は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験を有する人</p> <p>エ 育児休業代替任期付教員 令和7年2月に実施した、川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者選考に合格し、令和8年5月7日（申込締め切り時）現在、川崎市立学校において育児休業代替任期付教員として勤務している人</p> <p>※ イ～エは、勤務している校種・教科と受験する校種・教科が同一である必要はありません。</p> <p>オ 川崎市立学校以外の臨時的任用職員・非常勤講師 川崎市立学校以外の国公立学校又は私立学校において休業代替任期付職員、臨時的任用職員又は非常勤講師（週20時間以上）等として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算3年以上勤務した経験を有し、必要とする職歴証明を提出できる人</p> <p>※ 必要な勤務経験は「特別選考1」と同じ</p>	<p>オ 任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出</p>
<p>特別選考3 【社会人・青年海外協力隊員等経験者・資格取得者特別選考】</p>	<p>ア 社会人 民間企業又は官公庁等において常勤の職*（国公立学校及び私立学校の正規教員経験を除く）として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験（休職期間等勤務の実態がない期間を除く）を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人</p> <p>イ 青年海外協力隊員等経験者 独立行政法人国際協力機構法（廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく派遣を含む）に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に継続して1年以上の派遣実績（派遣期間）を有し、派遣の証明書を提出できる人</p> <p>ウ 資格取得者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、臨床心理士、保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格を有し、その資格に基づく常勤の職*として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験（休職期間等勤務の実態がない期間を除く）を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人</p> <p>※ 常勤の職とは正規職員と同等の勤務形態である場合を指します。アルバイト・パートタイムは該当しません。</p>	<p>ア 任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出</p> <p>イ 独立行政法人国際協力機構が発行する証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出</p> <p>ウ 受験に必要な資格を証明する書類及び任命権者等の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出</p>

特別選考4 【英語資格所有者特別選考】 (中学校・高等学校「英語」対象)	TOEIC (IPテストは除く) 730点以上 TOEFL-iBT (インターネット版TOEFL)80点以上 実用英語技能検定 準1級以上 上記のいずれか1つのスコアや級を取得し、必要とする証明書等を提出できる人	第2次試験(実技試験)当日に、資格に関わる証明書等の原本を確認するとともに写しを提出
特別選考5 【市外現職正規教員特別選考】	令和9年3月31日時点で川崎市立学校以外の国公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における正規教員として継続して3年以上勤務しており(休職・育児休業等の期間を除く)、必要とする職歴証明書を提出できる人	任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出
特別選考6 【川崎市立学校正規教員経験者特別選考】(ジョブ・リターン制度)	川崎市立学校において、平成23年4月1日以降で通算3年以上、正規教員として勤務し、令和8年4月1日現在、川崎市立学校の正規教員として在職していない人 ※ 勤務していた校種等・教科で受験する人に限ります。	任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出
特別選考7 【障がい者特別選考】	受験資格を満たし、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている人 ※ 受験に際して支障が生ずることがないように配慮をするほか、障がいの程度に応じて試験内容の一部を変更または免除する場合があります。 ※ <u>一般選考、特別選考1～6、大学推薦又は大学3年次在籍者推薦のいずれかの選考区分での受験になります。(受験する選考区分の条件を満たしていること)</u>	申込時に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写しを提出し、第1次試験当日(特別選考5、6は第2次試験当日)に原本を提示

※ 私立学校とは、学校法人の設置する学校をいいます。(学校教育法第2条第2項)

※ 勤務経験期間の算出方法

勤務経験の期間は月単位で通算します。任用開始月又は終了月の期間は、それらが月の途中であったとしてもそれぞれ1月の経験とします。ただし、1つの任用が終了し、同一月内に次の任用が開始される場合、あとの在職期間に当該月は算入できません。

※ 特別選考2の条件の詳細について

- 休業代替任期付職員とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、次の事由により正規職員と同一の勤務時間で期限付任用される職員です。
 - ・ 育児休業に伴う任用(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項)
 - ・ 配偶者同行休業に伴う任用(地方公務員法第26条の6第1項)
- 臨時的任用職員とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、次の事由により正規職員と同一の勤務時間で期限付任用される職員です。
 - ・ 正規職員に欠員が生じた場合等の任用(地方公務員法第22条の3)
 - ・ 産休に伴う任用(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項)
 - ・ 育児休業に伴う任用(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項)
- 非常勤講師とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で、専科や少人数指導等を担当するために非常勤で任用される職員(会計年度任用職員)です。特別選考2では、週20時間以上(複数校勤務を含む)勤務した者とします。
- 一般任期付教員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づき、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、あらかじめ任期を定めて採用される教員です。
- 期限付教員とは、令和4年12月、令和7年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考、令和5年12月に実施した川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考に期限付教員として合格し、川崎市立学校において、上記の休業代替任期付職員又は臨時的任用職員として勤務している人です。
- 育児休業代替任期付教員とは、令和7年2月に実施した、川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者選考に合格し、川崎市立学校において育児休業代替任期付教員又は臨時的任用職員として勤務している人です。

(3) 大学推薦

川崎市での採用を第1志望とし、大学が推薦する者を対象とした大学推薦による選考を実施します。詳細は対象となる大学へ通知します。

(4) 大学3年次在籍者推薦

川崎市での採用を第1志望とし、大学が推薦する大学3年次在籍者を対象とした大学推薦による選考を実施します。詳細は対象となる大学へ通知します。

※ (3)、(4)ともに本人の希望のみでは受験できません。詳細は、各大学の御担当者に確認をしてください。

【注意事項】

いずれの選考区分においても、申込時は、受験資格の詳細な確認を行いません。資格要件を欠いていることが判明した時点で失格もしくは採用を取り消す場合がありますので、内容をよく確認して申込をしてください。

4 試験日、会場、試験内容及び結果通知

(1) 第1次試験

ア 試験日

令和8(2026)年7月5日(日)

イ 試験会場

○が付いている会場で受験可能です。出願時に、希望する受験会場を選択してください。なお、出願後の会場希望の変更はできません。

校種等・教科	選考区分 (特別選考8は受験する選考区分)	川崎会場	愛知会場・兵庫会場・宮城会場
全校種等・教科	一般選考、特別選考3、4 (大学推薦及び大学3年次在籍者推薦は第2次試験 (小論文B)を実施)	○	○
	特別選考1、2	○	—

※ 愛知会場、兵庫会場及び宮城会場については、応募人数や会場の状況等により、川崎会場での受験をお願いする場合があります。受験票で指定された会場で受験してください。

《川崎会場》(予定)

・川崎市立川崎高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校(川崎市川崎区中島3-3-1)

※神奈川県立川崎高等学校とは異なります。

・川崎市立橘高等学校(川崎市中原区中丸子5-6-2)

《愛知会場》(予定)

・愛知大学 名古屋キャンパス(愛知県名古屋市中村区平池町4-6-6)

《兵庫会場》(予定)

・関西国際大学 尼崎キャンパス(兵庫県尼崎市潮江1-3-23)

《宮城会場》(予定)

・秀英予備校 仙台本部長(宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町3-2-3)

ウ 選考区分ごとの試験項目 (○が付いている試験項目を受験)

選考区分	試験項目	一般教養・ 教職専門	教科専門	小論文A	集団討論	小論文B (第2次試験扱い)
一般選考 (小学校)		○	—	—	—	○
一般選考 (小学校以外の 校種等・教科)		○	○	—	—	○
特別選考1 (小学校)		—	—	—	○	○
特別選考1 (小学校以外の 校種等・教科)		—	—	○	○	○
特別選考2 (小学校)		—	—	—	○	○
特別選考2 (小学校以外の 校種等・教科)		—	—	○	○	○
特別選考3 (小学校)		—	—	○	—	○
特別選考3 (小学校以外の 校種等・教科)		—	○	○	—	○
特別選考4		○	—	○	—	○
特別選考5		—	—	—	—	—
特別選考6		—	—	—	—	—
特別選考7	受験する選考区分の試験項目による。					

※ 小論文Bは、第2次試験の扱いとなりますが、特別選考5、6を除く受験者全員に実施します。

エ 試験内容

試験の種類		試験の内容	
筆記試験 (マークシート)	教科専門試験 (60分)	中学校・高等学校 ※高等学校(情報、工業、商業)を除く	受験する教科に関する専門試験
		高等学校(工業)	工業に関する専門試験
		高等学校(商業)	商業に関する専門試験
		特別支援学校	特別支援教育に関する専門試験
		養護教諭	養護に関する専門試験
		栄養教諭	学校給食及び食に関する専門試験
	一般教養・教職専門試験 (60分)	人文・社会・自然科学等に関する一般教養試験 教育原理・教育心理・教育関係法規等に関する教職専門試験	
論文試験	小論文A (60分)	指定したテーマについて600字以内の論述	
面接試験	集団討論	概ね7人～10人程度の受験者で指定したテーマについて討論	
論文試験 (第2次試験扱い)	小論文B (60分)	指定したテーマについて600字以内の論述 ※ 第2次試験の扱いとなりますが、特別選考5、6を除く受験者全員に実施し、第2次試験対象者のみ採点します。	

オ 面接カードについて

面接カードは両面ともに記入し、**第1次試験当日に試験会場で提出**してください。後日の提出はできませんので御注意ください。

(特別選考5、6の受験者は、7月5日(日)(消印有効)までに、レターパックプラス又は書留にて教職員人事課まで郵送してください。)

ホームページからダウンロードするときは、**A4サイズ長辺綴じで両面印刷**してください。

カ 第1次試験における加点

次表の条件に該当する人は、第1次試験における総合得点(100点満点)に加点を希望することができます。ただし、複数の条件に該当する場合でも加点の合算はしません。(上限5点)

種別	対象の校種・教科	対象者(条件)	加点
複数免許状取得者 (取得見込者を含む) ※ すべて普通免許状	小学校	小学校教諭免許状に併せて、 <u>中学校教諭免許状</u> (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語に限る)又は <u>特別支援学校教諭免許状</u> を有する人	5点
	中学校・高等学校 ※高等学校(情報)、 高等学校(工業)、 高等学校(商業) を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・受験教科の教諭免許状に併せて、<u>小学校教諭免許状</u>又は<u>受験教科とは異なる中学校教諭免許状</u>(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語に限る)若しくは<u>特別支援学校教諭免許状</u>を有する人 ・<u>受験教科の中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状</u>に併せて、<u>受験教科とは異なる高等学校教諭免許状</u>(情報、福祉、商業、書道に限る)を有する人 	5点
	高等学校(情報) 高等学校(工業) 高等学校(商業)	受験教科の教諭免許状に併せて、 <u>受験教科とは異なる高等学校教諭免許状</u> (<u>数学、理科、情報、地理歴史及び公民の両方に限る</u>)を有する人	5点
	特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>特別支援学校教諭免許状</u>(<u>視覚障害者教育領域のみの免許状を除く</u>)に併せて、<u>小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状</u>(国語、社会、数学、理科、保健体育、技術、家庭、英語に限る)を有する人 ・<u>特別支援学校教諭免許状</u>(<u>視覚障害者教育領域のみの免許状を除く</u>)に併せて、<u>中学校教諭免許状</u>(音楽、美術に限る)を有する人 ・<u>特別支援学校教諭免許状</u>(<u>知的障害者、肢体不自由者、病弱者のすべての教育領域</u>)に併せて、<u>特別支援学校教諭免許状</u>(<u>視覚障害者又は聴覚障害者教育領域</u>)又は<u>特別支援学校自立活動教諭免許状</u>を有する人 	5点

英語資格取得者 (取得見込者は不可)	小学校	受験申込時点で次のいずれかのスコアや級を取得している人 ・TOEIC (IPテストは除く) 785点以上 ・TOEFL-iBT (インターネット版TOEFL) 72点以上 ・実用英語技能検定準1級以上	4点
		受験申込時点で次のいずれかのスコアや級を取得している人 ・TOEIC (IPテストは除く) 550点以上 ・TOEFL-iBT (インターネット版TOEFL) 42点以上 ・実用英語技能検定2級以上	2点

- ※1 加点を希望する場合には、必ず、電子申請の入力フォームの「加点の希望」欄の希望する加点を選択してください。選択がない場合には、該当者であっても加点は行いません。
- ※2 加点の申請があっても、条件に満たない場合は、加点を行わず、その旨を「オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)」のマイページにてお知らせします。
- ※3 複数免許状取得者の加点を申請した人は、第2次試験の合格後、指定した日に当該教諭普通免許状の写し (取得見込の人は取得見込証明書) を提出していただきます。
- ※4 英語資格取得者の加点を申請した人は、第2次試験 (面接試験) 当日に、当該資格に係る証明書等の原本を確認するとともに写しを提出していただきます。
- ※5 上記※3・4の提出が無い場合、また、免許状取得見込者が令和9年3月31日までに当該免許状の取得ができなかった場合には、加点は無効となり、採用候補者としての名簿登載が取消される場合があります。

キ 第1次試験の結果通知

可否の結果は、7月23日 (木) (予定) に、第1次試験受験者全員に「オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)」により通知します。また、通知した日から1週間程度、「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページに、第1次試験合格者の受験番号を掲載します。

(2) 第2次試験

第2次試験は第1次試験の合格者について次のとおり実施します。試験日、試験会場等の詳細は結果通知とともに文書で通知します。特別選考5、6の受験者は、7月下旬 (予定) に、受験票の交付とともに、試験日、試験会場等の詳細を通知します。

ア 試験日

- (ア) 実技試験 8月4日 (火)
- (イ) 面接試験 8月6日 (木) ~ 8月21日 (金) のうちの指定された1日
- ※ 面接試験は、諸事情により、日程、期間等が変更となる場合があります。
- ※ 指定された日以外での受験はできません。

イ 試験会場 (予定)

- (ア) 実技試験
川崎市立川崎高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校 (川崎市川崎区中島3-3-1)
※神奈川県立川崎高等学校とは異なります。

(イ) 面接試験（場面指導、集団討論、個人面接）

a 川崎市立小杉小学校（川崎市中原区小杉町2-295-1）

b 川崎市立上丸子小学校（川崎市中原区上丸子八幡町815）

c 川崎市教育会館（川崎市中原区下沼部1709-4）

※ 第2次試験は全て川崎市内で実施予定です。

ウ 選考区分・校種等・教科ごとの試験項目（○が付いている試験項目を受験）

選考区分・校種等・教科		試験項目	実技試験	場面指導	集団討論	個人面接	小論文B (第1次試験日に実施)
一般選考 特別選考 1～4	小学校		—	○	—	○	○
	中学校・ 高等学校 ※高等学校（情報） 高等学校（工業） 高等学校（商業） を除く	国語、社会、数学、 理科、技術、家庭	—	○	—	○	○
		音楽、美術、 保健体育、英語	○	○	—	○	○
	高等学校（情報）		—	○	—	○	○
	高等学校（工業）		—	○	—	○	○
	高等学校（商業）		—	○	—	○	○
	特別支援学校		—	○	—	○	○
	養護教諭		—	○	—	○	○
栄養教諭		—	○	—	○	○	
特別選考 5、6	全ての校種等・教科		—	○	—	○	—
大学推薦	小学校、 中学校・高等学校 (国語、数学、理科、技術、家庭)		—	○	—	○	○
	中学校・高等学校 (音楽、美術、英語)		○	○	—	○	○
大学3年次 在籍者推薦	小学校、 中学校・高等学校 (国語、数学、理科、技術、家庭)		—	—	○	○	○
	中学校・高等学校 (音楽、美術、英語)		○	—	○	○	○

エ 試験内容

(ア) 実技試験

「中学校・高等学校」の音楽、美術、保健体育、英語で実施します。

※ 保健体育については電子申請による受験申込時に希望する種目の確認を行います。

実技試験を実施する校種・教科	実技試験の内容																					
音楽	<p>1 新曲視唱及び伴奏付け（初見）</p> <p>2 ピアノによる伴奏および歌唱（暗譜による弾き歌い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の7曲の中から1曲選択（3番以上ある曲は3番まで） <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">(1) 「赤とんぼ」</td> <td style="width: 25%;">三木露風 作詞</td> <td style="width: 25%;">山田耕筰 作曲</td> </tr> <tr> <td>(2) 「荒城の月」</td> <td>土井晩翠 作詞</td> <td>滝廉太郎 作曲</td> </tr> <tr> <td>(3) 「早春賦」</td> <td>吉丸一昌 作詞</td> <td>中田 章 作曲</td> </tr> <tr> <td>(4) 「夏の思い出」</td> <td>江間章子 作詞</td> <td>中田喜直 作曲</td> </tr> <tr> <td>(5) 「花の街」</td> <td>江間章子 作詞</td> <td>團伊玖磨 作曲</td> </tr> <tr> <td>(6) 「花」</td> <td>武島羽衣 作詞</td> <td>滝廉太郎 作曲</td> </tr> <tr> <td>(7) 「浜辺の歌」</td> <td>林 古溪 作詞</td> <td>成田為三 作曲</td> </tr> </table> <p>3 ピアノ以外の楽器演奏による独奏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器の中で持ち込み可能な楽器 ・1～2分程度の任意の曲（楽曲の一部でも可） ・楽器の車両での持ち込みは禁止 	(1) 「赤とんぼ」	三木露風 作詞	山田耕筰 作曲	(2) 「荒城の月」	土井晩翠 作詞	滝廉太郎 作曲	(3) 「早春賦」	吉丸一昌 作詞	中田 章 作曲	(4) 「夏の思い出」	江間章子 作詞	中田喜直 作曲	(5) 「花の街」	江間章子 作詞	團伊玖磨 作曲	(6) 「花」	武島羽衣 作詞	滝廉太郎 作曲	(7) 「浜辺の歌」	林 古溪 作詞	成田為三 作曲
(1) 「赤とんぼ」	三木露風 作詞	山田耕筰 作曲																				
(2) 「荒城の月」	土井晩翠 作詞	滝廉太郎 作曲																				
(3) 「早春賦」	吉丸一昌 作詞	中田 章 作曲																				
(4) 「夏の思い出」	江間章子 作詞	中田喜直 作曲																				
(5) 「花の街」	江間章子 作詞	團伊玖磨 作曲																				
(6) 「花」	武島羽衣 作詞	滝廉太郎 作曲																				
(7) 「浜辺の歌」	林 古溪 作詞	成田為三 作曲																				
美術	<p>静物淡彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験会場内で、各個人に複数配布されるモチーフを各自で構成します。 ・構成した静物について、鉛筆と水彩絵の具を用いて描写します。 																					
中学校・高等学校	<p>1 器械運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マット運動は必須、その他、次の(1)～(3)の3種目から1種目選択 マット運動 6～7個の技を連続で組み合わせ (1) 鉄棒運動 上がりと下りを含め、4個の技を連続で組み合わせ (2) 跳び箱運動 切り返し系と回転系の技をそれぞれ1種目 (3) 平均台運動 上がりと下りを含め、8個の技を連続で組み合わせ <p>2 陸上競技</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の1種目必須 ハードル走 50mハードル走 <p>3 球技</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の2種目必須 (1) ゴール型（バスケットボール） ボール操作と空間に走り込むなどの動き、仲間と連携した動き、短時間のゲーム (2) ネット型（バレーボール） ボール操作と定位置に戻るなどの動き、仲間と連携した動き、短時間のゲーム <p>※ 3 球技 (2) ネット型（バレーボール）のネットの高さは、男2m20cm、女2m10cmとします。</p> <p>※ 雨天時等、当日の気象状況によって試験内容が変更されることがあります。</p>																					
英語	<p>英語によるスピーチ、ディスカッション及び模擬授業</p> <p>1 英語によるスピーチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通のテーマが与えられ、そのテーマについて、自己紹介を含めたスピーチを行います。 <p>2 スピーチとディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマが与えられ、そのテーマについて自分の考えを述べた後、そのテーマについて、他の受験者と討論します。 <p>3 模擬授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人にテーマとして言語材料が与えられ、生徒とのやり取りを踏まえた、その言語材料の導人とその後の指導場面の模擬授業を行います。（他の受験者を生徒役として模擬授業を行います） <p>※ 3 模擬授業の「言語材料」については、第1次試験の時にお知らせします。</p>																					

(イ) 面接試験

a 場面指導（大学3年次在籍者推薦の受験者は実施しない）

受験者が学級担任（養護教諭及び栄養教諭受験者はそれぞれ養護教諭、栄養教諭）の役になり、児童生徒を指導する場面を設定して行います。指導する内容（テーマ）は、第1次試験の時にお知らせします。特別選考5、6の受験者は、第1次試験日以降にお知らせします。

b 集団討論（大学3年次在籍者推薦の受験者のみ実施）

概ね7人～10人程度の受験者を1グループとして実施します。

c 個人面接

オ 第2次試験の結果通知

合否の結果は、9月17日（木）（予定）に、第2次試験受験者全員に文書で通知します。

また、通知発送の日から1週間程度、「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページに、第2次試験合格者の受験番号を掲載します。

(3) 試験結果についての情報提供

第1次試験及び第2次試験の不合格者へは、試験結果（ランク等、総合評価得点、試験の種類ごとの得点（換算点））を、選考結果通知に記載してお知らせします。

(4) 注意事項

ア 試験会場への来場は、公共交通機関を利用してください。

イ 集合時間に遅刻すると受験できない場合があります。なお、試験開始後の入場は認められませんので、一切受験できなくなります。

ウ 試験会場によっては、上履き及びくつ袋が必要な場合があります。

5 採用について

(1) 第2次試験の合格者は、「令和9（2027）年度川崎市立学校教員採用候補者名簿」に登載し、原則として、令和9（2027）年4月1日に採用します。

また、大学3年次在籍者推薦の合格者は、「令和10（2028）年度川崎市立学校教員採用候補者名簿」に登載し、原則として、令和10（2028）年4月1日に採用します。

(2) 併願を希望した場合

受験した校種・教科（第一希望）において、第2次試験の合格に至らなかった場合、他校種・教科との併願者を対象に併願校種・教科（第二希望）の必要数に応じて成績上位者を最終合格者として候補者名簿に登載し、原則として令和9（2027）年4月1日に採用します。また、育児休業代替任期付教員選考との併願者を対象に成績上位者を「令和9（2027）年度川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者名簿」に登載し、原則として令和9（2027）年4月1日に採用します。

他校種・教科と、育児休業代替任期付教員選考との両方を併願した場合は、他校種・教科の教員としての採用が優先されます。

(3) 令和9（2027）年3月31日（大学3年次在籍者推薦の合格者は、令和10（2028）年3月31日）までに受験した校種等・教科の教諭普通免許状を有しない場合（免許状の有効性が失われている場合を含む）、受験申込等に虚偽の記載をした場合や資格要件を欠いていることが判明した場合、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用しません。

※ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。こども性暴力防止法に基づき、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、電子申請等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※ 教員免許更新制度は廃止されましたが、免許状の取得時期や更新の有無等により免許状としての有効性が失われている場合がありますので、特に注意してください。

(4) 大学院進学又は大学院修学継続による採用延期

採用候補者名簿登載者が、教員としての資質及び能力の向上を目的に大学院への進学又は大学院修学を継続するために、大学院課程修了後の採用を希望する場合は、採用を延期することができます。ただし、採用延期にあたっては、本人が川崎市教育委員会にその旨の申出を行い、承認される必要があります。なお、休学や留年等の本人都合の理由による修学期間の延長は認めません（専修免許状の取得は必須ではありません）。

《採用延期の条件等》

ア 川崎市への就職を前提としていること。

イ 受験した校種等・教科に関する教諭普通免許状を、令和9（2027）年3月31日（大学3年次在籍者推薦の合格者は、令和10（2028）年3月31日）までに取得すること。

ウ 原則として令和9（2027）年1月末（大学3年次在籍者推薦の合格者は、令和10（2028）年1月末）までに、進学先に合格すること。

エ 延長期間は1年を単位として、原則として、標準修学年限が修了するまでとする。

オ 採用の延期期間中及び標準修学年限内に大学院課程を修了すること。

6 申込手続

電子申請でお申込みください。複数の受験申込をした場合、先に受信した申込のみ有効とします。

申込期間終了後に申込内容の変更はできませんので、必ず申込期間中に、申込内容に誤りがないか確認してください。

また、申込期間終了後に申込みを取り下げた場合は、いかなる理由においても受験することができません。

(1) 電子申請

<p>申込方法</p>	<p>「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページから、「令和8年度実施 川崎市立学校教員採用試験 受験申込」に進んで、申込手続の方法をよく確認してから、申請手続を行ってください。</p>  <p>※ 「川崎市ホームページ」から進むには ⇒ 「川崎市教育委員会」 ⇒ 「相談・手続き・採用・募集」 ⇒ 「採用・募集情報」 ⇒ 「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」 ⇒ 「教員採用試験概要・受験申込」 ⇒ 「令和8年度実施 川崎市立学校教員採用試験 受験申込」 (https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000183976.html)</p> <p>(1) 電子申請の利用者登録 「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」を利用するため利用者登録を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録は、申込受付期間の前でも可能です。 ・登録した「メールアドレス」と「パスワード」は忘れないよう控えておいてください。 (緊急連絡で使用する場合がありますので、必ず連絡が取れるメールアドレスを登録してください。) <p>(2) 受験申込 「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」を利用して、受験申込を行います。大学3年次在籍者推薦の受験者は、申込フォームが異なりますので御注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、申請手続が完了し、最後に「申込番号」が表示されることを確認し、忘れないように控えておいてください。 ・「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」による申込後、到達メールが送信されます。1時間経過しても到達メールが届かない場合は、電話で教職員人事課まで御連絡ください。 <p>※ <u>顔写真 (縦4 : 横3、6か月以内に撮影した、胸から上、背景無地、脱帽、正面向き) のデータ添付が必要となります。</u></p>
<p>受付期間</p>	<p>令和8 (2026) 年3月27日 (金) ~ 令和8 (2026) 年5月7日 (木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 受付期間終了後の申込は受理することができませんので注意してください。 ※ 申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがありますので、申請手続は期限に余裕をもって行ってください。 ※ 使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いません。
<p>受験票</p>	<p>受験票は6月下旬 (予定) に「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」のマイページからダウンロードできるようになります。ダウンロードができるようになりましたら、登録のメールにお知らせします。</p> <p>受験票を印刷し、試験当日に必ず持参してください。この受験票は第2次試験でも使用します。</p> <p>特別選考5、6の受験者に対しては、7月下旬 (予定) に、試験日等の詳細とともに交付します。</p>

オンライン手続かわさき
ポータルサイト



※ インターネットに接続可能なパソコン等で申請してください。

「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」は、入力時間に制限 (60分) があります。あらかじめ、入力項目 (教員免許、履歴) 等を確認してから入力してください。入力の制限時間を超えると強制終了となり、はじめから入力しなおす必要があります。途中保存しておく、その続きから入力できます。

(2) 面接カードについて

面接カードは申込時に提出する必要はありません。

両面ともに記入し、**第1次試験当日に受験した試験会場で提出**してください。

特別選考5、6の受験者は、7月5日 (日) (消印有効) までに、レターパックプラス又は書留にて教職員人事課まで郵送してください。

締め切り後の提出はできません。期日までに提出ができなかった場合は受験資格を失いますので御注意ください。

ホームページからダウンロードするときは、A4サイズ長辺綴じで両面印刷してください。

今年度の主な変更点

- 1 「栄養教諭」の選考を新設しました。
- 2 小学校の受験者に対する筆記試験「教科専門」を廃止しました。
- 3 小学校の特別選考1、2の受験者に対する小論文Aを廃止しました。
- 4 前年度試験実績者特別選考を廃止しました。
- 5 中学校・高等学校「数学」及び「理科」から「技術」への併願を新設しました。

※ 「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページにおいて最新情報を随時発信します。また、悪天候等による交通機関の遅延等、選考当日の緊急連絡についても掲載しますので、御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-1-0-0-0-0-0-0.html>



問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局 職員部 教職員人事課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話(044)200-3843 FAX(044)200-2869
e-mail 88saiyou@city.kawasaki.jp

● 育児休業代替任期付教員について

育児休業代替任期付教員は、育児休業を取得する教員（以下本務者）の代替で勤務する教員で正規職員と同様の職務に従事します。

本務者の育児休業の取得状況に応じて、育児休業代替任期付教員又は臨時的任用教員として、原則として令和9（2027）年4月1日から令和12（2030）年3月31日まで、引き続いた3年間の任用を行います。

勤務条件等の詳細は以下のとおりです。

項目	任期付教員	臨時的任用教員
身分	一般職地方公務員	
地方公務員法の適用	有り	有り *一部適用除外有り
条件付採用	任用の日から1年間	なし
年次休暇	20日間（4月採用の場合） *任用初日付与。繰越有り	
特別休暇	夏季休暇、結婚、出産等正規と同等	
育児休業	対象外	
初任給	修士課程修了 約337,000円 大学卒の場合 約314,000円 *地域手当、教職調整額、教員特別手当等を含む。経歴等による加算有り *令和8年4月1日現在。給与改定があった場合はこの限りではありません。 *特別支援学校にはさらに特別支援学校業務手当が加算されます。 *小学校、中学校、高等学校の学級担任（特別支援学級を含む）の校務を担う教員には、月3,000円を加算します。	
昇給	有り *人事評価結果に基づき実施	なし *年度ごと等に、経験に基づく加算を行う場合があります。
賞与	期末手当、勤勉手当支給有り *任用初年度の6月期は過去の経歴により支給率が下がる場合があります。	
各種手当	通勤手当、扶養手当、住居手当等 *市の基準により支給されます。	
年金/健康保険	健康保険：公立学校共済組合 年金：公立学校共済組合	健康保険：公立学校共済組合 年金：厚生年金（日本年金機構）
災害補償	地方公務員災害補償法の適用	

奨学金 返還支援事業

川崎市教育委員会では、優秀な人材の確保を目的として、奨学金返還支援制度を実施しています。

この制度は、令和8（2026）年度実施教員採用候補者選考試験の成績上位者を対象に、奨学金の返還を最大200万円まで支援するものです。

対象奨学金	<u>日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金</u>
対象者	令和8（2026）年度実施教員採用候補者選考試験の合格者の中から、 <u>成績上位者50名程度</u> ※大学3年次在籍者推薦も対象となります。
支援額	<u>上限200万円</u> ※支援額を10分割し、採用2年目から10年間支給 ※その他諸条件があります。

対象校種等、詳細は市ホームページを御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000175793.html>

